シニア社員労働契約書

(株)日立ICTビジネスサービス(以下会社という)と 岩田 吉隆 (以下本人という)は、次の通り労働契約を締結する。

記

- 1. 会社は本人を下記のとおり雇用する。
- 2. 本人は下記に定めた事項を除いては、シニア社員就業規則、会社規則を遵守し、誠実に職責を遂行する。
- 3. 労働条件

3. 万喇木什		
雇用形態	シニア社員 (氏名No:7Y4190044)	
契約期間	期間の定め有り(2022年4月1日から2023年3月31日)	
	契約更新の有無:更新する場合があり得る	
	契約更新の判断基準:会社の経営状況、健康状態、能力、勤務成績等により判断する	
	(シニア社員としての雇用は65才到達をもって限度とする。)	
	有期雇用特別措置法による特例の対象者: 対象(定年後の高齢者)	
	無期転換申込権が発生しない期間:定年後引き続いて雇用されている期間	
就業場所	神奈川県横浜市戸塚区吉田町292	
	(但し、業務の都合上、転居を伴わない範囲での就業場所を変更する可能性あり)	
类数内穴	(OSSセ)見積業務、OSSガイドライン作成	
業務内容	(但し、業務の都合上、変更することがある)	
就業日数	5日/週(具体的には勤務カレンダーによる)	
労働時間	8:45 ~ 17:15(休憩45分間) 時間外・変則勤務などの適用:対象	
休 日	シニア社員就業規則による	
/ / IPI	1. 年次有給休暇 24日 (シニア社員就業規則による)	
休暇	2. その他の休暇(育児休暇、介護休暇等(詳細はシニア社員就業規則参照)	
賃金	1. 基本賃金:月給325,000円	
	2. 賃金改訂:原則として改訂しない	
	3. 通勤費補助	
	(1)公共交通機関利用の場合:当該区間の通勤費を支給	
	(2) 自動車通勤の場合:会社所定のガソリン代・駐車場代を支給	
	4. 時間外勤務手当	
	(1) 早出・残業:時間割賃金×130%×時間	
	(2) 休日労働:時間割賃金×145%×時間	
	(3) 深夜勤務:時間割賃金×30%×時間	
	5. 遅参・早退・私用外出・欠勤・代休・徹夜休暇の時間の賃金は支給しない	
	6. 賃金締切日:毎月末日(起算日は毎月1日)	
	7. 賃金支払日:毎月28日(28日が休日の場合はその前日)	
	基本賃金は当月28日支給、時間外手当など勤休の内容により支給されるものは	
	翌月28日支給とする。賃金は本人が指定する本人名義の銀行口座に振込む。	
	※基本賃金が時給の者については、賃金支払日は15日とする。	
	8. 賞与:業績に応じて定められた水準を査定の上、原則年2回(6月、12月の各々	
	10日、休日の場合前日)支給する。	
	9. 退職金:支給しない。	

退職関連	1. 退職 (1) 自己都合退職 (2) 雇用契約満了 (3) 死亡したとき
	2. 解雇(やむを得ない事業上解雇、本人の責によること等)
	3.手続:退職願により上長を経て会社に提出。貸与品の返還
	4. 退職金:無し
その他	1. 社会保険:健康保険・厚生年金保険加入有り
	2. 雇用保険適用有り。労災保険適用有り
	3. 本人は、シニア社員就業規則等の諸規則や日立グローバル・コンプライアンス・プ
	ログラムにおいて定められたガイドライン等を遵守し誠実に職責を遂行すること
	4. 本人は、雇用前か在職中かを問わず知り得た会社以外の機密情報を、秘密保持義務
	に違反して又は正当な権限なく会社に開示し又は会社で使用しないことまた、会社
	の機密情報及び会社業務遂行に関して知り得た会社以外の機密情報を、在職中はも
	とより退職後も、会社の許可なく、自ら使用し又は第三者に開示しないこと
	5. 本人の発明等及びこれに対する報奨は、発明考案等取扱規則等の発明・考案・意匠
	の創作に関する諸規則に基づき取扱われること
	6. 教育訓練:受講時間は労働時間として扱い、賃金を支給する
	7. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口: 人事勤労部人事勤労 G

2022年3月31日

横浜市西区高島町一丁目1番2号 株式会社 日立ICTビジネスサイス 代表取締役社長 佐藤 尚彦 代理人 人事勤労部長 坂場 立一郎

住所	ů.	F2
	10	
氏名		